平成 23 年５月 13 日

各　　位

会　社　名　飛 島 建 設 株 式 会 社
代　表　者　代表取締役社長　伊藤　寛治
コード番号　１８０５　東証第一部
問 合 せ 先　広報室長　松尾　和昌
TEL　03-5214-8212

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年６月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会に、普通株式の併合（５株を１株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式の併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社といたしましては、上場企業としてかかる趣旨を尊重し、普通株式の売買単位を 100 株に変更するため、普通株式の併合（５株を１株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）を併せて実施するものです。

また、当社の普通株式の発行済株式総数は、6.1 億株を超えておりますが、発行済優先株式の取得請求権が行使された場合に交付する普通株式数が 3.5 億株となることから、今後のさらなる希薄化懸念が、株価低迷の一因になっております。

今回の普通株式の併合により、時価総額に比べて発行済株式総数が多いという課題が解消し、発行済株式総数の適正化が図られ、１株あたりの諸指標（利益・純資産額等）や株価について他社との比較も容易になり、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。

(2) 株式併合の内容

1) 株式併合する株式の種類　　普通株式

2) 株式併合比率　　５株を１株に併合する

3) 減少株式数

（平成 23 年３月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	613,438,973 株
株式併合による減少株式数	490,753,659 株
株式併合後の発行済株式総数	122,685,314 株

（注）　減少株式数は、平成 23 年３月 31 日現在の発行済株式総数から計算した株式数であり、株式併合の効力発生日現在の発行済株式総数により変動する可能性があります。

発行済株式総数が 1/5 に減少しますが、純資産等は変動しませんので、１株あたりの純資産額は５倍となります。

なお、今回の株式併合が株主の皆様の議決権等の権利や株式市場における売買の利便性や流動性にできる限り影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に普通株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更し、株式市場における売買単位も同様に 1/5 の 100 株としますので、株主の皆様の議決権割合（個数）や株式の売買機会等に変動が生じません。

(3) 株式併合により減少する普通株式にかかる株主数

・当社の株主構成　　（平成 23 年３月 31 日現在）

総株主数および発行済株式総数	総株主数　（割合）	発行済株式総数　（割合）
全 株主	54,635 名　（100.0%）	613,438,973 株　（100.0%）
５株未満（１～４株）	384 名　（ 0.7%）	752 株　（ 0.0%）
５株以上	54,251 名　（ 99.3%）	613,438,221 株　（100.0%）

（注）1. 株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。

2. 今回の株式併合を実施した場合、平成 23 年３月 31 日現在の当社株主構成では、総株主数 54,635 名のうち、保有株式数が５株未満の株主 384 名（その所有株式数の合計 752 株）が株主としての地位を失います。

3. 当社定款第９条（単元未満株式の売渡請求）の定めにより、当社の単元未満株式を有する株主の皆様は、当社株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数を併せて単元株式数となる株式を売り渡すこと（買増）を当社に請求することができます。

(4) 株式併合の条件

平成 23 年６月 29 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

２．単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

今回の株式併合により、株主の皆様の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように意図したものであり、前記「売買単位の集約に向けた行動計画」の方針に基づくものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更の条件

平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会において、本単元株式数変更等に関する定款一部変更議案および株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

３．普通株式の併合および単元株式数変更の日程

1) 取締役会決議日　　平成 23 年５月 13 日
2) 定時株主総会決議日　　平成 23 年６月 29 日
3) 株式併合の効力発生日　　平成 23 年 10 月１日
4) 単元株式数変更の効力発生日　　平成 23 年 10 月１日

【ご参考】

1) 上記変更に伴い、平成 23 年９月 28 日以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更されます。
2) 単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更につきましては、本日別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

４．そ　の　他

(1) 優先株式の残高と潜在株式数

（平成 23 年３月 31 日現在）

優先株式種　類	発行済株式数（千株）	発行価額（円）	発行総額（千円）	取得価額（円）	潜在株式数（千株）
Ｂ種	3,300	150	495,000	28	17,679
第１回Ｃ種	6,500	275	1,787,500	54	33,102
第２回Ｃ種	30,242	275	8,316,550	51	163,070
第３回Ｃ種	24,242	275	6,666,550	47	141,841
計	64,284		17,265,600		355,692

（注）1. 取得価額は、発行要領で規定している下限額となっております。
2. 優先株式は、今回の株式併合および単元株式数の変更の対象になっておりません。

(2) 優先株式の取得価額の調整

今回の普通株式の併合の効力発生を条件に、取締役会決議により優先株式の取得価額を普通株式の併合比率にあわせて調整する予定です。

以　上